

郵便入札の概要について

(掲載内容 令和6年4月1日現在)

1 郵便入札の定義

通常、入札者が会場に参集し入札書を投函しますが、郵便入札は入札者が指定された期日までに郵送により入札書を提出し、あらかじめ示した「開札の日時及び場所」において、立会者の立会いのもと、落札者を決定する入札です。

平成19年9月1日から施行した美唄市建設工事等郵便入札実施要綱(以下「要綱」といいます。)に基づき実施しています。

2 郵便入札とする工事等

一般競争入札は「告示」で、指名競争入札は「指名通知」で郵便による入札である旨を明記します。

3 入札書の郵送

(1) 郵送到達の期日

指名通知を受けた者又は一般競争入札参加資格確認申請を行い、資格「有」とされた者は、工事等の内容を確認のうえ、開札日の前日(休日を除く)の午後5時までに美唄市役所に到達するよう、入札書及び工事内訳書を一括して郵送しなければなりません。

(2) 郵送の方法

「一般書留郵便」及び「簡易書留郵便」のいずれかを選択してください。

これ以外の郵送方法や持参しての提出等は認めません。ただし、前述の2つの郵送方法で、さらに速達扱いとすることは差し支えありません。

本入札制度の導入時に認めていた「配達記録郵便」は、平成21年3月に郵便約款の改正により廃止されましたので、必ず「一般書留郵便」及び「簡易書留郵便」のいずれかにより郵送してください。

郵送の封筒には次の必要事項を表示してください。

ア 工事(委託業務)番号及び工事(委託業務)名

イ 商号又は名称、代表者名及び住所

ウ 開札年月日

エ 入札書在中の旨(本項目は朱書きとする。)

オ 連絡先電話番号及びファクス番号

(3) 入札書等の送付先

美唄市役所総務部総務課宛に送付してください。

4 落札等の通知

落札者に対しては、「郵便入札落札通知書」(別記様式第4号)によりファクスで通知します。ただし、落札者が立会人として参加している場合は、口頭による通知に代える場合があります。

落札者以外の入札者に対しては、市閲覧室への掲示及び市ホームページへの掲載(公表)をもって通知とします。市ホームページは開札当日中に、データを掲載します。

5 開札の立会者

- (1) 開札には立会者を2名以上置くこととしています。
- (2) 入札者で希望のある方は、すべて開札に立会することができます。また、入札者に常時雇用されている者(社員)が立会することもできます。
- (3) 入札者で希望のある者は、開札日の前日午後5時までに、郵便入札開札立会申込書(別記様式第2号)を市役所契約管財係へファクス、郵送又は持参のいずれかの方法で提出してください。
- (4) 申込みを済ませた方は、開札日時の15分前までに、一般競争入札の入札参加資格確認通知、指名競争入札の指名通知の原本又は写しを持参しお集まりください。
- (5) 立会された方には、開札結果を記録した郵便入札開札記録書(別記様式第2号)の内容を確認していただき、記載事項が事実と相違ない場合、これに署名いただきます。
- (6) 希望参加の立会者が2名に満たない場合は、入札事務に直接関わらない市職員を立会者に充てます。

6 郵便入札の留意事項

(1) 到達期日

指定された期日、場所に入札書が到達しない場合、郵便事故、その他理由の如何に関わらず、当該郵便入札は辞退したものと見なします。

(2) 郵送方法

指定の郵送方法以外の提出は認めていないほか、郵便入札封筒に必要記載事項が記載されていない場合、到達した封筒が到達時に開封あるいは破損等により内容物が露出、散逸又は脱落している場合などは適正な入札書として扱えないことがあります。

(3) 到達の確認

本入札の円滑な定着を図るため、指名業者又は一般競争入札で入札参加資格「有」の通知を行った者で、入札書到達期日が差し迫っても当該入札書が未到達である者に対しては、市から未到達である旨の照会を(当分の間、終了時期未定)行う予定です。

7 入札書の取扱い等

(1) 入札の中止

有効に到達した入札書が2通に満たない場合は、当該郵便入札は中止となります。

(2) 入札書の撤回等

市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

(3) 入札の辞退

入札書が市に到達した後でも、開札までの間は入札辞退を認めます。

(4) 入札書の無効

次のいずれかに該当する郵便入札は無効となります。

- ア 入札に参加する資格のない者のした郵便入札
- イ 入札者の記名押印のない郵便入札
- ウ 入札金額を訂正した郵便入札
- エ 指定封筒及び入札書等の記載内容が不明瞭である郵便入札
- オ 同一入札案件について同一人がした2通以上の郵便入札
- カ 要綱第4条各項に規定した方法以外で提出した郵便入札
- キ 明らかに不適正と認められる郵便入札
- ク その他入札に関する指定事項や条件に違反した郵便入札

8 郵便入札に係る規定等

要綱は、市閲覧室で閲覧できるほか、市のホームページに登載してありますので、本書と併せて内容をご確認ください。

本書に記載した「別記様式」はいずれも、要綱中に定めている様式です。

9 郵便入札に係る問い合わせ先

美唄市総務部総務課契約管財係

直通電話番号 0126-62-3136